

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ガイドラインに沿ってご利用ください～

## 利用できる方

市内に在住・在勤・在学する10人以上で構成された団体・グループなどであれば、どなたでもご利用いただけます。ご希望の講座をメニューの中からお選びください。

注) 以下の場合は利用することができません。

- 出前講座の目的に反するとき  
(例：苦情、要望が目的である場合)
- 政治、宗教または営利を目的とした催しなど

## 開催日時

**【平日】**午前10時～午後9時

**【土・日曜日】**派遣担当課との調整

※ 祝日、年末年始(12月28日～翌年1月3日)を除く。

※ 講座担当課との調整の上、日程を決定するため  
第2希望日までご記入ください。

## 開催場所

出前講座は、市民の皆さんが主催する集会などに市の職員を派遣する制度ですので、会場の手配や準備は申し込み者側で行ってください。

## 開催の経費

講師の派遣に関する経費などについては無料です。ただし材料費などは利用者負担となります。

## 申し込み方法

開催しようとする日の**20日前までに**、所定の申込書に記入の上、市民活動課へお申し込みください。ガイドライン・申込書やメニュー表は市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page000406.html>



## 消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ  
相談日 月～金曜日(午前9時～正午/午後1時～4時)  
問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

### 〈知って防ぼう、契約トラブル〉 みんな手口にご注意！

トラブルの多い販売方法や手口を知って被害を防ぎましょう。

#### ① 無料商法

「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「無料で閲覧」等、無料であることを強調して消費者を誘引し、結果的に高額な商品やサービスを契約させる商法。

求する商法(代引の宅配便で送られることもある)

#### ② サイドビジネス商法

「在宅の簡単な仕事で高収入」などと勧誘し、情報商材・研修講座等の契約をさせる商法。収入はほとんど得られず支払いだけが残る。

#### ③ 送り付け商法

(ネガティブオプシオン) 申し込んでいないのに、商品を一方的に送り付けて代金を請

#### ④ 二次被害(被害にあった人を勧誘)

かつて被害にあった人にさまざまなお口実で近づき、過去の被害が回復できるとだまして、新たな支出をさせる。例えば、過去に原野商法の被害にあった消費者に、土地が高く売れると説明し、測量・整地・広告掲載等、さまざまに契約をさせて費用を請求する。

